

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

# 会 報

第92号

発 行 (公社)滋賀県生活環境事業協会  
栗東市上砥山232番地  
滋賀県南部産業技術共創センター別館1階  
電 話 (077) 535-9210  
FAX (077) 535-9214  
E-mail: info@s-seikan.or.jp  
URL: https://www.s-seikan.or.jp  
発行日 令和8年7月15日

## 令和 8 年度定時総会を開催

### すべての議案が原案どおり可決承認されました



去る 5 月 26 日 (火)、草津市立市民総合交流センター (キラリエ草津) において令和 8 年度定時総会を開催しました。

定時総会は、当協会の中山義彦会長の挨拶に続いて、ご臨席を賜りました滋賀県琵琶湖環境部次長松本直樹様からご祝辞をいただいたのち、議長に当協会副会長の長谷川伸夫氏を選出して議事に入りました。

議事では、まず令和 7 年度事業報告、収支決算について承認され、令和 8 年度事業計画 (公益社団法人滋賀県生活環境事業協会設立 50 周年ビジョンを含む)、収支予算を報告し了承されました。続いて、石居一樹氏、西川隆氏が特別会員として承認されました。

また、役員の新補充選任において、上記 2 名の方が理事として、門坂章次氏が理事 (外部) として選任されました。

なお、当日の定時総会出席者は 69 名 (委任状によるものを含む。) でした。

## (公社) 滋賀県生活環境事業協会表彰を受賞されました

去る5月26日に開催された当協会の令和8年度定時総会に先立ち、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会表彰を行いました。受賞者は、(株)水口テクノスの奥野泰典様、(株)日吉の戸田隆浩様、(株)映日野の松木宏之様、(株)近江美研の川崎友和様です。

今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



【表彰受賞者 左から松木宏之様、戸田隆浩様、奥野泰典様】



【表彰受賞者 右 川崎友和様】

### 公益社団法人滋賀県生活環境事業協会表彰について

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会表彰は、多年にわたり浄化槽関連事業に従事し、その功績が特に顕著である方を表彰し、もってこれら事業の健全な発展により一層の生活環境の保全と向上に寄与することを目的に令和4年に表彰規程が制定されました。これまでに今回の受賞を含め、のべ21名の方が受賞されています。

また、令和6年5月28日に開催された第45回理事会において、この表彰規程の一部が改正され、会員の従業員の方だけでなく、会員（会社代表者）の方も受賞していただきやすいよう会員については、当協会の理事による推薦もできることとなっております。

今年度の表彰候補者の推薦については、令和8年9月に会員様あてお知らせしますのでよろしくお願いいたします。



## 挨拶

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 中 山 義 彦

本日の総会には、滋賀県琵琶湖環境部次長 松本直樹様、循環社会推進課長 石居一樹様をはじめ、ご来賓の皆様のご臨席を賜りました。

また、会員ならびに役員の皆様には、公私ご多用のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

併せて、滋賀県および大津市をはじめ県内各市町、滋賀県環境整備事業協同組合様、業界関係者の皆様、そして当協会会員の皆様には、平素より協会運営に格別のご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

令和7年度は、事業計画に基づき、7条・11条の法定検査をはじめとする諸事業を着実に遂行し、昨年度に続き黒字決算を維持することができました。剰余金につきましては、公益法人として中期的収支均衡を確保する観点から、将来の事業に備え特定費用準備資金として積み立て、社会的責任を果たしてまいり所存であります。

また、浄化槽法に基づき設置された滋賀県浄化槽適正処理促進協議会においては、浄化槽台帳整備、未管理浄化槽への指導、保守点検・清掃・法定検査の実施件数の増加に向け、協議を重ねてまいりました。昨年8月以降は、11条検査を通じた「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」の判断に取り組み始めたほか、浄化槽台帳整備と併せて県内共通の浄化槽管理番号ルールを定め、付番を進めるなど、汚水の適正処理の促進に向けた協働を継続しております。

さらに、全国的には、埼玉県八潮市での大規模道路陥没事故を背景に、人口減少や施設老朽化に直面する下水道事業の持続性確保を目的とした下水道法改正案が閣議決定されるなど、集合処理方式から個別処理方式への転換を視野に入れた議論が進みつつあります。浄化槽の役割をより積極的に評価する機運が高まりつつあることを強く感じております。

こうした動向を踏まえ、協会といたしましては、浄化槽の設置促進に関する要望を県、市町へ適宜申し上げるとともに、事業者の皆様と連携し、浄化槽の整備・維持管理・検査事業の適正な実施、そして生活環境の保全と向上に関する正しい知識の普及啓発を着実に進めてまいります。

とりわけ、令和8年度(2026年度)は、社団法人滋賀県浄化槽協会として昭和51年(1976年)4月に設立許可を受けて以来、満50年の節目を迎える年であります。

半世紀にわたり積み重ねてきた知識、経験、知見を礎に、地域社会から、「持続可能な生活排水対策、污水处理体制を支える中核的専門団体」として、より一層信頼される協会となるべく、今般、作成する協会設立50周年ビジョンの実現に向け、真摯に取り組みを進めてまいります。

本日は、令和7年度事業報告、収支決算などについてご審議をお願いしております。

引き続き、協会への変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。



## 祝 辞

滋賀県琵琶湖環境部次長

松 本 直 樹

令和8年度公益社団法人滋賀県生活環境事業協会定時総会の開会にあたりまして、一言お祝いを申し上げます。

皆様には平素より本県の環境行政、とりわけ浄化槽行政の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、浄化槽法に基づく指定検査機関として、法定検査の実施等による適切な汚水処理の推進をはじめ、浄化槽の適正な維持管理の必要性について広く県民に御周知いただくなど、琵琶湖をはじめとする公共用水域の保全や県民の皆様の生活環境の向上にきわめて重要な役割を担っていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、今年度に入り、最大震度5強の地震が全国各地で相次いで観測されるなど、災害に対する普段からの備えは、ますます重要となっておりますが、災害時にも優れた浄化性能を発揮する浄化槽の役割は非常に大きいと考えております。

平時においても、浄化槽の汚水処理能力を十分に発揮させるための、保守点検や清掃、法定検査等の適正な維持管理は必要不可欠であり、これらの業務を担う貴協会の皆様には、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、浄化槽の適正な維持管理の推進を図るため、貴協会、県、市町および業界団体の四者で構成する「滋賀県浄化槽適正処理促進協議会」においては、浄化槽管理者への指導・助言の基礎となる浄化槽台帳の整備をはじめ、様々な課題について議論を行っておりますが、貴協会からの御意見も踏まえながら、課題解決に向けて一歩ずつ取組を進めさせていただいている所でございます。

国民的資産である琵琶湖の保全再生を進めるため、本県も引き続き浄化槽行政の推進に取り組んでまいりますので、今後とも貴協会にも御協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、さらなる御活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

## 法定検査運営委員会委員が決定されました

定時総会終了後に開催された第53回理事会において法定検査運営委員会に石居一樹理事が承認されました。よって令和8年5月26日現在の部会理事、役員等および委員会委員の構成は、以下のとおりになります。

### 【部会理事名簿】

|         |               |                               |                                  |
|---------|---------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 製 造 部 会 | 部 会 長<br>副部会長 | 宮 下 政 之<br>藤 田 賢 治<br>加 藤 克 彦 | アムズ(株)<br>フジクリーン(株)<br>大栄産業(株)   |
| 工 事 部 会 | 部 会 長<br>副部会長 | 長谷川 伸 夫<br>北 川 守 守<br>矢 野 弘 己 | 滋賀フジクリーン(株)<br>北川産業(株)<br>(株)コテラ |
| 維持管理部会  | 部 会 長<br>副部会長 | 鈴 木 正 浩<br>北 川 浩 貴<br>竹之内 米 貴 | (株)日吉<br>(有)キタセイ<br>(株)タケノウチ     |

### 【役員等名簿】

|                 |         |                  |
|-----------------|---------|------------------|
| 会 長             | 中 山 義 彦 | (公社) 滋賀県生活環境事業協会 |
| 副 会 長 (会長職務代行者) | 長谷川 伸 夫 | 滋賀フジクリーン(株)      |
| 副 会 長           | 宮 下 政 之 | アムズ(株)           |
| 〃               | 鈴 木 正 隆 | (株)日吉            |
| 常務理事            | 西 川 一 樹 | (公社) 滋賀県生活環境事業協会 |
| 理 事             | 石 居 晋 一 | 滋賀県循環社会推進課       |
| 〃               | 内 海 賢 治 | 滋賀県建築開発課         |
| 〃               | 藤 田 克 彦 | フジクリーン(株)        |
| 〃               | 加 藤 克 彦 | 大栄産業(株)          |
| 〃               | 北 川 守 守 | 北川産業(株)          |
| 〃               | 矢 野 弘 己 | (株)コテラ           |
| 〃               | 北 川 浩 貴 | (有)キタセイ          |
| 〃               | 竹之内 米 貴 | (株)タケノウチ         |
| 理 事 (外部)        | 門 坂 章 次 | 甲賀市下水道課          |
| 監 事             | 廣 瀬 眞 弓 | (株)日映日野          |
| 監 事 (外部)        | 佐々木 克 明 | 一                |
| 顧 問             | 北 川 光 明 | 喜多嘉和(株)          |

### 【委員会委員名簿】

#### 総務委員会

|       |         |             |
|-------|---------|-------------|
| 委 員 長 | 宮 下 政 之 | アムズ(株)      |
| 副委員長  | 長谷川 伸 夫 | 滋賀フジクリーン(株) |
| 委 員   | 藤 田 賢 治 | フジクリーン(株)   |
| 〃     | 北 川 守 守 | 北川産業(株)     |
| 〃     | 鈴 木 正 浩 | (株)日吉       |
| 〃     | 北 川 浩 貴 | (有)キタセイ     |

#### 技術委員会

|       |         |           |
|-------|---------|-----------|
| 委 員 長 | 北 川 浩 貴 | (有)キタセイ   |
| 副委員長  | 加 藤 克 彦 | 大栄産業(株)   |
| 委 員   | 藤 田 賢 治 | フジクリーン(株) |
| 〃     | 北 川 守 守 | 北川産業(株)   |
| 〃     | 矢 野 弘 己 | (株)コテラ    |
| 〃     | 竹之内 米 貴 | (株)タケノウチ  |

#### 法定検査運営委員会

|       |         |             |
|-------|---------|-------------|
| 委 員 長 | 石 居 一 樹 | 滋賀県循環社会推進課  |
| 副委員長  | 内 海 晋 一 | 滋賀県建築開発課    |
| 委 員   | 宮 下 政 之 | アムズ(株)      |
| 〃     | 長谷川 伸 夫 | 滋賀フジクリーン(株) |
| 〃     | 鈴 木 正 浩 | (株)日吉       |

## 公益社団法人滋賀県生活環境事業協会 設立50周年ビジョン(概要)

### テーマと目標年次・目標(ベンチマーク)

(1) テーマ 清らかさを感じる水に ― 汚水処理100%を目指して ―

(2) 目標年次 長期目標 令和17年度(2035年度)

中間目標 令和12年度(2030年度)

(3) ベンチマーク

| 項 目            | 令和6年度末 | 令和12年度末 | 令和17年度 |
|----------------|--------|---------|--------|
| ① 汚水処理人口普及率    | 99.3%  | 99.6%   | 100%   |
| ② 保守点検実施率      | 76.3%  | 88.2%   | 100%   |
| ③ 清掃実施率        | 68.0%  | 84.0%   | 100%   |
| ④ 法定検査(11条)受検率 | 58.2%  | 79.1%   | 100%   |

## ビジョン(目標)達成に向けた政策フレーム

### 【キーメッセージ】

全国的な潮流として、今後の汚水処理政策は、下水道か浄化槽かという二者択一ではなく、地域特性に応じたベストミックスへ移行している。

その中で**浄化槽の法定検査を含む維持管理は、適正な製造・施工の下、分散型汚水処理の信頼性を担保する基盤制度**である。

### 【政策課題】

- ・汚水処理人口100%に向けて
- ・浄化槽の適正な製造・施工・維持管理
- ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換
- ・公的施設における浄化槽の整備促進

### 【地域条件】

- ・市町設置基数の偏在
- ・浄化槽増減の類型差
- ・下水道整備の進展

### 【情報基盤】

- ・浄化槽台帳整備・DX
- ・維持管理情報の一元化

### 【成果】

- ・実施率向上
- ・行政効率化
- ・事業持続性確保
- ・水環境保全
- ・生活環境保全

### 【要望】

- ・公共調達における価格転嫁
- ・持続可能な事業運営への支援

### 【重点施策】

- ・効率化検査拡充
- ・類型別重点支援
- ・業者協働強化
- ・特定既存単独処理浄化槽対応

### 【課題】

- ・担い手不足  
(人材・事業基盤の課題)

## 公益社団法人滋賀県生活環境事業協会 設立50周年記念式典開催予定

令和8年11月6日(金)にクサツエストピアホテル(草津市)において、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会設立50周年記念式典の開催を予定しています。

## 指定採水員指定講習会を開催しました

平成21年度から実施している効率化11条検査の一次検査を担う指定採水員の指定講習会を令和8年5月14日(木)、15日(金)の両日、当協会の事務所のある、滋賀県南部産業技術共創センター別館において開催しました。

本講習会には新たに採水員の指定を受けようとする受講者を含めて両日で26名の受講がありました。

講習会受講修了者から指定採水員指定申請書の提出を受けて、指定採水員指定書及び身分証明書を発行しました。

次回の指定採水員指定講習会は、令和9年3月頃を予定しています。



【指定採水員指定講習会の様子】

## 令和8年度浄化槽関係市町担当者研修会を開催しました

令和8年7月10日(金)に県内市町の浄化槽関係事務を担う職員を対象に研修会を開催しました。当日は14市町から17名の参加があり、県循環社会推進課からは、「浄化槽法の概要と浄化槽事務について」、また協会からは「浄化槽の基礎知識、法定検査と維持管理、効率化11条検査について」、および「浄化槽法定検査にかかる現状分析(概要)」を資料に基づいて説明し、日頃の業務に活用いただけるよう研鑽を深めました。

研修会の冒頭、当協会の西川事務局長から「法令や要綱に基づいた適正な浄化槽事務の執行について、特に浄化槽台帳の整備と特定既存単独処理浄化槽に係る制度の活用をお願いしたい。」との挨拶がありました。



【令和8年度浄化槽関係市町担当者研修会の様子】

## 自由民主党滋賀県議会議員団に要望しました

滋賀県の令和9年度予算について、5月28日(木)に県庁本館2階議員室において自由民主党滋賀県議会議員団に要望を行いました。

自由民主党滋賀県議会議員団からは14名がお集まりいただき、協会からは中山会長、長谷川副会長、宮下副会長、鈴木副会長、八田事務局長が出席しました。

県予算への要望に加え、要望事項として以下の4点をあげました。

### 1. 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の推進

市町における浄化槽台帳の整備を速やかな完了と、浄化槽法の定める維持管理義務を果たされていない浄化槽管理者への指導

### 2. 早期の汚水処理人口普及率100%の達成及び集合処理と個別処理のベストミックスを目指した汚水処理施設の整備

今後の汚水処理施設整備構想の改定において、下水道全体計画区域の見直し、安価で早期発現が可能な汚水処理方法として、浄化槽での面的整備の検討

### 3. 避難所における浄化槽の整備促進

県内自治体所有の単独処理浄化槽がまだ87基残っており、そのうち防災拠点に16基あり、行政として率先して合併処理浄化槽への転換を要望、特に避難所の優先的な取り組み

### 4. 公共調達における価格転嫁及び持続可能な事業運営を可能にするための制度的・財政的支援

物価高騰を踏まえた適切な価格転嫁の実施と、分散型汚水処理体制を将来にわたり維持・強化していくための制度的・財政的な支援

その後の質疑応答で、各種材料費の高騰、浄化槽と下水道の整備の関係、台帳整備未完了地域への県の指導強化などについて意見交換されました。



【要望の様子】

## 令和 8 年度滋賀県浄化槽管理士研修を開催します

令和 2 年 4 月の改正浄化槽法の施行を受け、滋賀県及び大津市では「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」が改正され、浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置く浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内（3 年間）に 1 回以上、知事及び大津市長が指定する浄化槽に関する研修を受けさせなければならないこととなりました。当協会が研修実施事業者として、令和 7 年度の浄化槽管理士研修を令和 8 年 11 月 26 日（木）に草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津）において開催します。詳細は決まり次第ホームページ等でご案内します。

### 令和 8 年度滋賀県浄化槽管理士研修に係る滋賀県からのお知らせ

#### 1 受講対象者について

滋賀県、大津市の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき登録している浄化槽保守点検業者において保守点検業務を担当するすべての浄化槽管理士。

※令和 8 年度研修（令和 8 年 11 月 26 日）から令和 9 年度研修（令和 9 年 11 月予定）の開催日 1 日前まで有効期限を迎える業者でまだ研修を受講されていない浄化槽管理士については、今回が最後の受講機会となりますのでご注意ください。

#### 2 研修内容と受講形態について

滋賀県の浄化槽管理士は必ず 2 つの研修事項を受講する必要があります。

①浄化槽管理士全員が講習すべき事項（以下「全国版研修」という）

②滋賀県の浄化槽管理士が講習すべき事項（以下「地域版研修」という）

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会が開催する「滋賀県浄化槽管理士研修」を 1 日受講することで、全国版研修（上記①：午後の講義内容）と地域版研修（上記②：午前の講義内容）の両方を受講したことになります。

また、滋賀県および大津市においては、他の都道府県または保健所を設置する市もしくは特別区の条例の規定により浄化槽管理士が受講すべきと定められた研修（以下「他自治体の浄化槽管理士研修」という）を受講した場合、全国版研修（上記①）を受講したものと認めます。この場合、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会が開催する「滋賀県浄化槽管理士研修」においては地域版研修（上記②）のみを受講していただくことも可能です。

このように、「他自治体の浄化槽管理士研修」（全国版研修）と「滋賀県浄化槽管理士研修」（地域版研修）を組み合わせ受講を希望される場合は、必ず研修受講申し込み前に浄化槽保守点検業者として登録する滋賀県循環社会推進課（077-528-3474）または大津市廃棄物減量推進課（077-528-2802）に事前に連絡してください。

なお、他の都道府県等が滋賀県の浄化槽管理士研修を受講実績として認めるかどうかはそれぞれの都道府県等に確認してください。

#### 3 修了証書について

滋賀県浄化槽管理士研修では、研修受講終了後に「修了証書」が交付されます。この修了証書は保守点検業の更新登録申請において提出していただく「研修を受けたことを証する書類の写し」の「研修を受けたことを証する書類」に該当しますので大切に保管してください。

## 全浄連 第14 回定時総会が開催されました

一般社団法人全国浄化槽団体連合会の第14回定時総会が去る6月25日(木)に東京都新宿区のホテルグランドヒル市ヶ谷において開催され、2025年度事業報告・収支決算が承認されるとともに、役員(理事・監事)の選任が行われました。

また、2026年度事業計画・収支予算が報告されました。

なお、2026年度全浄連スローガンや総会決議もあわせて承認されました。

### 《2026年度 全浄連スローガン》

「水環境を守ろう 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換」

「法定検査、保守点検、清掃の実施率100%を目指す」

## 令和8年度浄化槽システム脱炭素化推進事業が実施されています

昨年度に引き続き令和8年度も「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」が実施されています。

これは、中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、を行うことにより、大幅なCO2削減を図る事業を支援するもので、当協会が交付申請書の受付等の業務を行っております。

申請の予定がある場合は、事前に当協会までご連絡ください。

公募は**令和8年11月30日(月) 17時必着**となっていますのでご注意ください。

## 全国浄化槽技術研究集会が開催されます

「浄化槽の日」関連行事の一環として公益財団法人日本環境整備教育センター主催の第40回全国浄化槽技術研究集会が10月14日(水)～15日(木)に広島県広島市で開催されます。

## 協会事務所の夏季休業のお知らせ

8月12日(水)～14日(金)の間、夏季休業のため、業務を休ませていただきます。

ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 **滋賀県生活環境事業協会**

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232番地

滋賀県南部産業技術共創センター別館1階

TEL 077-535-9210 / 077-535-9211

FAX 077-535-9214

